

<p>【評価視点】 1－(1)－① 自主事業計画（提案事業）に記載された事業を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①実施事業数÷計画業務数 ②実施事業数－計画業務数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業数は指定管理者（以下「指」とする。）からの報告を基にする（業務内容も確認する） ・計画業務数は業務計画書を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」における計画業務に上乗せする事業数が3事業以上であるとき 4点：当初予算の指定管理料内であり、市の承認を受けた上で、計画業務に上乗せして事業を実施したとき（「3点」の結果を満たすこと） 3点：算式①結果が「1」、かつ、②結果が「0」のとき 2点：算式①結果が「0.9以上1未満」、又は、②結果が「△2」のとき。 あるいは、「3点」の結果を満たすが、市に連絡なく計画業務を変更したとき。 1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	
<p>・計画書に基づき行っている。① $9（実施数） \div 6（計画数） = 1.5$ ② $9（実施数） - 6（計画数） = 3$</p>	
<p>自主事業計画において6事業を提案していたが、指定管理料の範囲内で3事業（5はちまんマルシェ出店事業、6キャンドルホルダー講座、7はにわの館PR事業）を上乗せし、9事業を実施した。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 はにわづくり体験事業 2 はにわづくり連携・協力事業 <ul style="list-style-type: none"> ・日本自動車連盟（JAF）連携事業 ・マイリフレッシュ事業 （公立学校教職員組合埼玉支部） ・ふるさと納税記念品協力事業（行田市） ・古代蓮会館との相互割引サービス事業 ・タイムズクラブ（パーク24株）連携事業 ・行田市まちづくり出前講座（行田市） ・行田創生RPGゲームアプリクーポン券の提供（行田市） 3 はにわづくり出張講座 <ul style="list-style-type: none"> ・古代蓮会館（開花期間中に2回） 4 埼玉古墳群特別史跡指定タイアップ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・公園内イベント開催日に粘土料金値引きを実施 5 行田はちまんマルシェ出店事業 <ul style="list-style-type: none"> はにわをモチーフとした小物販売及びPR 6 はにわ粘土キャンドルホルダーづくり講座 <ul style="list-style-type: none"> ・はにわづくりの粘土を活用し、キャンドルホルダー講座を実施 7 はにわの館PR事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター及びパンフレット配布 ・ホームページ、Twitter、You Tube を活用 ・マスコミ等への取材協力 ・情報誌等への掲載 	

評価基準・根拠（はにわの館）

8 はにわ小物販売事業

- ・はにわをモチーフとしたオリジナルグッズを作製及び販売
はにわマグネット、ミニはにわ、はにわ置物、はにわ携帯ストラップ品数を増やし、販売した。

9 はにわ作製依頼請負事業

<p>【評価視点】 1－(1)－② 自主事業計画の事業目的を達成したか？</p>	<p>【評価算式】 実施事業目的達成数－実施事業目的数（業務計画書記載事業）</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事業目的達成数は指からの報告を基にする ・実施事業目的数は業務計画書及び指からの報告を基にする <p>*指からの報告を受ける目的及び目的達成についてはできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の事業については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ、実施事業目的達成の度合いが2事業以上の特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：「3点」の結果を満たし、かつ、実施事業目的達成の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「△1及び△2」のとき</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

- ・各事業について、以下のとおり目的を達成した。
9（実施事業目的達成数）－6（実施事業目的数）＝3
各事業について、以下のとおり目的を達成した。

1 はにわづくり体験事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染の影響で約2カ月間の臨時休館や約2カ月間の新規予約停止により、昨年度の作製者数を下回ったが、子どもから大人まではにわづくりを体験してもらうことで歴史教育及び文化の振興に貢献できた。

2 はにわづくり連携・協力事業

- ・日本自動車連盟（JAF）及びタイムズクラブ（パーク24株）との連携事業として、当該団体の会員を対象とした優待事業（粘土代割引）を実施することで、会報等に情報を掲載してもらい、利用促進を図った。
- ・マイリフレッシュ事業については、公立学校教職員組合埼玉支部との連携により、県内公立学校の教職員の利用促進を図った。
- ・さきたま史跡の博物館と連携し事業を行うことで、相乗効果による利用促進を図った。
- ・古代蓮会館との相互割引サービスについては、他の施設との連携によりスタンプラリーを実施することで、相乗効果による利用促進を図った。
- ・「ふるさと納税記念品協力事業」については、行田市にふるさと納税を行った方への商品として、はにわの館利用チケットを提供することで、行田市のPRに貢献するとともに利用促進を図った。
- ・「行田市まちづくり出前講座」については、教育委員会の実施する事業に賛同し、市民から希望があった場合は活動場所に向き、はにわづくり体験の指導及びPRすることで、利用の促進を図った。
- ・「行田創生RPGゲームアプリクーポン券の提供」については、ゲーム中に獲得する割引クーポン

評価基準・根拠（はにわの館）

を提供することで、行田市のPRに貢献するとともに利用促進を図った。

3 はにわづくり出張講座

市内外問わず、多くの方が集まる「開花期の古代蓮の里」に出向き、はにわづくり体験をしてもらうことで、はにわの館のPR及び利用促進を図った。

4 埼玉古墳群特別史跡指定タイアップ事業

埼玉県民の日など公園内で開催するイベント時にさきたま史跡の博物館と連携し事業を行うことで、相乗効果による利用促進を図った。

5 行田はちまんマルシェ出店事業

市イベントに出店し、オリジナルグッズを販売することで当該施設のPR及び利用促進を図った。

6 キャンドルホルダーづくり講座

はにわづくりの粘土を活用し、はにわ以外（キャンドルホルダー）の実用的な小物を作製することで、過去にはにわづくりを体験したことのある市民の利用促進を図った。

7 はにわの館PR事業

従来から展開していた近隣施設へのポスター・パンフレットの配布に加え、ホームページやTwitter、You Tubeを活用したPR活動やマスコミ等への取材協力、情報誌掲載、市主催イベントに参加し、PRに努めた。

8 はにわ小物販売事業

はにわの館スタッフの手作りによるはにわマグネットの外、ミニはにわ、はにわ置物、はにわ携帯ストラップをラインナップに加え、販売強化に努めるとともに、はにわの館及び行田市のPRに貢献するとともにはにわづくりの技術・技能の継承によりスタッフの資質向上を図った。

9 はにわ作製依頼請負事業

鉄剣マラソンの中止により、例年作製依頼のある土器カップの実績はなかったが、はにわづくりの技術・技能の継承を図るため、内部研修を実施し、スタッフの資質向上を図った。

<p>【評価視点】 1 - (1) - ③ 自主事業計画の事業の参加人数は？</p>	<p>【評価算式】 各事業計画の目標参加人数 - 各事業の参加人数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業の参加人数は指からの報告を基にする 各事業計画の目標参加人数は業務計画書及び指からの報告を基にする <p>*指からの報告を受ける目標参加人数についてはできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の事業については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数の1.2倍以上のとき</p> <p>4点：各事業の参加人数が、それぞれ目標の参加人数を上回るとき</p> <p>3点：1つの事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき</p> <p>2点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達しないが、全ての事業の合計人数では目標を上回るとき</p> <p>1点：複数の事業の参加人数が目標の参加人数に達せず、また、全ての事業の合計人数でも目標を下回るとき</p>	

1 はにわづくり体験事業 2,204人 (4,000人)

2 はにわ出張講座 54人 (200人)

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>【評価視点】 1－(1)－④</p> <p>サービスを向上させるための方策は達成しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>サービスを向上させるための方策の達成÷サービスを向上させるための方策</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方策の達成は指からの報告を基にする ・方策は業務計画書及び指からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「1」で、各方策において、前年度より特筆すべきサービス向上がみられたとき</p> <p>4点：算式結果が「1」で、各方策全てが前年度よりサービス向上したとき</p> <p>3点：算式結果が「1」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1未満」でも、前年度よりサービス向上したとき</p> <p>1点：算式結果が「1未満」で、前年度よりサービス低下したとき</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・以下のとおり、順調に達成している。 <ol style="list-style-type: none"> 1 近隣の文化会館へポスター配布、SNSの活用、マスコミに取材協力をするなどの広報活動を実施した。 2 個々のレベルに合わせたはにわづくりの指導を行うことで、ものづくりの楽しさを提供した。 3 民間業者や公共団体と連携し、(粘土代)割引事業を実施することで、お得にはにわづくりを体験できる機会を提供した。 4 遠方の利用者に対し、焼きあがった作品の発送サービスを実施し、便宜を図った。 5 新規予約受付停止期間中、オリジナルグッズの数を充実させ、土産品として販売することで、体験ができない来館者に当館へ来館した記念を提供した。 6 完成作品の納品は、窯焼き前に乾燥させるため一定の期間を要するが、可能な範囲で短縮を図り、利用者の要望に応じて柔軟に対応した。 7 窯焼きをしなくてもはにわ調の色をした粘土を利用し、作製日当日の持ち帰りを可能にした。 8 はにわの館の周囲にのぼり旗を設置することで、利用者が館の位置を容易に認知できるよう配慮した。 9 多くの来場者が見込まれる開花期の古代蓮会館のイベント開催時において、はにわづくり出張講座を計2回開催し、気軽に体験できる機会を提供した。 10 インターネットの環境を整え、利用者の利便性に努めた。 11 新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、利用者に対して安心・安全に利用していただくよう努めた。 	
<p>【評価視点】 1－(1)－⑤</p> <p>利用者等のニーズ把握を行っているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>①ニーズ把握調査回数</p> <p>②ニーズ把握数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ把握調査回数及び把握数は指からの報告を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「4点」の結果を満たし、かつ、ニーズ把握方法が、アンケート実施、手紙・メールを利用するとともに、障害者等へのニーズ把握配慮など、把握方法においても、特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：算式①結果が「4回以上」、かつ、②結果が「30個以上」のとき</p> <p>3点：算式①結果が「4回以上」、又は、②結果が「30個以上」のとき</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

2点：算式①結果が「2回、又は、3回」、又は、②結果が「10個以上30個未満」のとき
1点：「2点」の結果に満たないとき

以下のとおり行っている。

- 1 利用者への意見聴取
- 2 Eメールでの意見募集
- 3 意見箱の設置
- 4 イベントでのアンケート（出張講座2回、キャンドルホルダーづくり講座1回）

【評価視点】 1－（1）－⑥ 把握した利用者等のニーズの実現を図ったか？	【評価算式】 ニーズ実現数÷ニーズ実現可能数
【算式資料収集方法】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ実現数は指からの報告を基にする ・ ニーズ実現可能数は、指から報告を受けたニーズ把握数を基に、所管課により、実現可能なニーズを抽出する（ニーズとウォンツの振り分け） 	
【点数化】	
<p>5点：算式結果が「1」、かつ、当該ニーズ提出者のみならず、全ての利用者等に対し、サービス向上に寄与するとき</p> <p>4点：算式結果が「1」のとき</p> <p>3点：算式結果が「0.8以上1未満」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0.4以上0.8未満」のとき</p> <p>1点：「2点」に満たないとき</p>	

- ・ 利用者のニーズを把握し、これまでに以下のとおり実現を図っている。 $8（ニーズ実現数） \div 8（ニーズ実現可能数） = 0$
- 1 はにわの館の公園内の立地がわかりづらい。→のぼり旗の設置や道路側の窓へのポスター掲示により対応した。
- 2 利用状況を事前に把握したい。→ホームページに臨時休館の情報や予約のスケジュール表の掲載により情報提供を行い、メールや電話で問い合わせを受けた。
- 3 完成した作品を引き渡し期間までに取りに行けないので、保管期間を延長してほしい。→保管期間の延長や発送のご案内を行うことにより、対応した。
- 4 来館の記念になるものを購入したい。→（特に、新型コロナウイルス感染状況により、はにわづくりの受付を行えない期間、）気軽に購入できる小物として、はにわマグネットの外、ミニはにわ、はにわ置物、はにわ携帯ストラップをラインナップに加え、販売することで対応した。
- 5 はにわづくりが難しい。→従来の指導員による口頭説明に加え、動画や説明書を使い、わかりやすく説明した。
- 6 市内小学校の校外学習の一環として毎年行っている体験が、利用人数の制限により館内で対応できない。→先生に作り方を指導し、学校で作製してもらうなどの対応を行った。
- 7 夏休みの宿題等で作製日当日に持ち帰りたい。→通常、1ヵ月乾燥したのち、館内の窯で焼いてから引き渡しとなるが、焼かなくてもはにわ調の色をしている粘土を利用し、当日持ち帰りを可能にした。
- 8 新型コロナウイルス感染防止の観点から長時間の滞在を極力避けたい。→比較的簡単に作製できる粘土を利用し、短時間で作製できるよう対応した。

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>【評価視点】 1－(2)－① 利用者や地域との連携・協働を行っているか？</p>	<p>【評価算式】 連携・協働事業回数の合計</p>
<p>【算式資料収集方法】 連携・協働事業回数は指からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：「4点」の結果を満たし、かつ、連携等が広がりを見せていることが顕著なとき 4点：算式結果が「4回以上」、かつ、利用者や地域との連携等が継続しているとき 3点：算式結果が「3回」のとき 2点：算式結果が「2回」のとき 1点：「2点」に満たないとき</p>	
<p>利用者や地域との連携・協働を以下のとおり、6回実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公立学校教職員組合埼玉支部との連携により、マイリフレッシュ事業を実施した。 2 さきたま史跡の博物館との連携により、はにわづくり体験事業を実施した。 3 行田市との連携により、ふるさと納税記念品協力事業を実施した。 4 行田市との連携により、行田創生RPGゲームアプリのクーポン券提供事業を実施した。 5 行田市まちづくり出前講座事業に登録した。 6 行田市主催のイベントに参加しPR及び小物販売を実施した。 	
<p>【評価視点】 1－(3)－① 苦情等を適切に処理しているか？</p>	<p>【評価算式】 未解決苦情等数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・未解決苦情等数は指からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られ、かつ、特筆すべき方法により、自ら積極的に苦情等を発信しない人々へのアプローチも行っているとき 4点：算式結果が「0」、かつ、全ての苦情について円満な解決が図られているとき 3点：算式結果が「0」ではないが、すべての苦情について円満な解決が図られる見込みのあるとき 2点：苦情について円満な解決が図られる見通しが不明なものがあるとき 1点：意思疎通にかけ、苦情解決の糸口が見出せないものがあるとき</p>	
<p>・未解決苦情等なし 0件</p>	
<p>【評価視点】 1－(4)－① 特定の市民・団体に対して、条例や規則での規定事項以外で対応したことがあるか？</p>	<p>【評価算式】 サービスの提供に関して条例・規則以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・利用状況について指からの報告を基にする ・指に対して、聴き取り調査を行う ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき 4点：算式結果が「0」、かつ、条例・規則の範囲内での工夫が見受けられるとき 3点：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき
1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき
・該当する事例なし。サービスの提供に関して条例・規則以外での対応回数0回

【評価視点】 2－（1）－① 経費節減の取組みを実施しているか？	【評価算式】 経費節減のための取組みの方策の実施÷経費節減のための取組みの方策
【算式資料収集方法】 ・方策の実施は指からの報告を基にする ・方策は業務計画書及び指からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「1」で、すべての方策において、特筆すべき取組みが見受けられたとき 4点：算式結果が「1」で、特筆すべき取組みが見受けられたとき 3点：算式結果が「1」のとき 2点：算式結果が「1未満」でも、経費節減のための取組みが見受けられたとき 1点：算式結果が「1未満」のとき	

・6（経費節減のための取組みの方策の実施）÷6（経費節減のための取組みの方策）＝1
 以下のとおり、実施している。

- 1 スタッフの適正な配置により臨時職員賃金の節減を実施した。
- 2 古材の活用等を行い、消耗品費の節減を実施した。
- 3 窯の効率的な運転により燃料費の節減を実施した。
- 4 照明や空調設備の効率的な運転により光熱水料費を節減した。
- 5 利用券等必要最低限を作成し、印刷製本費を節減した。
- 6 材料（粘土）の効率的な利用により原材料費を節減した。

【評価視点】 2－（1）－② 経費節減の効果が現れているか？	【評価算式】 当該年度の経費節減のための取組みの方策を受けた経費と前年との経費の比較
【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と指からの報告を基にする	
【点数化】 5点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計、及び、各方策の経費が、前年の経費の合計、及び、すべての各方策の経費を下回ったとき 4点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、前年の経費を下回ったとき 3点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、評定初年度の経費を下回ったとき 2点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、評定初年度の経費を上回ったとき 1点：経費節減のための取組みの方策を受けた経費の合計が、特段の理由もなく、評定初年度の経費を上回り、かつ、各方策の経費のうち、半分以上の方策の経費が、評定初年度の経費を上回ったとき	

・適切な管理を行っている。経費節減の取組みの方策を行った臨時職員賃金、燃料費、光熱水料費、修繕費及び原材料費の合算額は以下のとおり。

令和2年度 臨時職員賃金 3,836,700円

評価基準・根拠（はにわの館）

	消耗品費	143,969 円
	燃料費	72,732 円
	印刷製本費	39,600 円
	光熱水料費	499,817 円
	原材料費	2,997 円
令和元年度	臨時職員賃金	4,401,885 円
	消耗品費	138,168 円
	燃料費	65,833 円
	印刷製本費	49,500 円
	光熱水料費	491,553 円
	原材料費	5,378 円

【評価視点】 2 - (1) - ③ 施設全体として、前年度より経費が縮減されているか？	【評価算式】 全ての経費と前年度の経費の比較
【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と指からの報告を基にする	
【点数化】 5点：経費の合計が前年度の経費の 95%以下のとき 4点：経費の合計が前年度の経費の 98%以下のとき 3点：経費の合計が前年度の経費の 98%～100%のとき 2点：経費の合計が前年度の経費の 100%を越え、102%までのとき 1点：経費の合計が前年度の 102%を越えるとき	

・縮減を図れている。

<総支出>

令和2年度 決算額 5,486,895 円 令和元年度 6,098,382 円 前年度比 90.0%

【評価視点】 2 - (2) - ① 収支計画の金額以内で適切に支出されているか？	【評価算式】 実際にかかった経費と事業計画書の収支計画との比較
【算式資料収集方法】 ・経費の確認は事業計画書と指からの報告を基にする	
【点数化】 5点：経費の支出が収支計画の金額以内で項目に則って行われており、かつ、すべての支出項目が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 4点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われており、かつ、事業費が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 3点：経費の支出が収支計画の合計金額以内で項目に則って行われているとき 2点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含む） 1点：経費の支出が収支計画の金額を越え、又は、項目に則らず行われているとき（流用含まない）	

・経費の支出が収支計画の項目に則らず行われた。・修繕費から役務費に流用・賃金から租税公課に流用

令和2年度計画支出 7,607,000 円 令和2年度決算支出 5,486,895 円 計画比 72.1%

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>【評価視点】 3－（1）－① 施設の利用人数は？</p>	<p>【評価算式】 当該年度の利用人数と前年の利用人数の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・利用人数は指からの報告を基にする *参考資料として、他市の類似施設の利用人数の把握を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の110%を超えるとき 4点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の105%を超えるとき 3点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の100%を超えるとき 2点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の100%を下回るとき 1点：当該年度の利用人数が、前年の利用人数の90%を下回るとき</p>	
<p>・令和2年度 2,204人 令和元年度 44,824人 前年度比45.7% ※新型コロナウイルスの影響により4月1日から5月31日まで臨時休館、令和3年1月16日から3月21日までの間、新規予約受付を停止、又館内の入場者数を最大14人までに制限したことにより、利用人数が減少した。</p>	
<p>【評価視点】 3－（1）－② 施設の稼働率は？</p>	<p>【評価算式】 当該年度の稼働率と前年の稼働率の比較</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・稼働率は指からの報告を基にする *参考資料として、他市の類似施設の稼働率の把握を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の110%を超えるとき 4点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の105%を超えるとき 3点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の100%を超えるとき 2点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の100%を下回るとき 1点：当該年度の稼働率が、前年の稼働率の90%を下回るとき</p>	
<p>令和2年度 利用のあった日数 159日 開館日数 249日 稼働率 63.9% 令和元年度 利用のあった日数 225日 開館日数 276日 稼働率 81.5% 前年度比78.4% ※新型コロナウイルスの影響により4月1日から5月31日まで臨時休館としたため開館日数が減少した。 また、令和3年1月16日から3月21日までの間、新規予約受付を停止したことにより、稼働率が減少した。</p>	
<p>【評価視点】 3－（1）－③ 利用の許可、停止、許可の取消し等を条例や仕様書等に基づき行っているか？</p>	<p>【評価算式】 管理に関して条例・仕様書等以外での対応回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・管理状況について指からの報告を基にする ・実地調査を行う ・指に対して、聴き取り調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での新たなサービス向上が図られたとき</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

4点：算式結果が「0」、かつ、条例・仕様書等の範囲内での工夫が見受けられるとき
3点 ：算式結果が「0」のとき、又は、算式結果が「0」ではないが、事前に市に対して照会・連絡を行っているとき
2点：算式結果が「0」ではなく、事後に市に対して報告・連絡を行っているとき
1点：算式結果が「0」ではなく、市に対しても報告・連絡を怠っているとき
・ 条例や仕様書等に基づき適切に行っている。管理に関して条例・仕様書等以外での対応回数0回

【評価視点】 3－（1）－④ 利用の許可を拒み、取消し、停止させた者について、その記録を作成し、速やかに報告したか？	【評価算式】 利用を拒否等したもののうち、記録の作成・報告しなかった回数
【算定資料収集方法】 ・ 利用拒否等及び記録の作成については指からの報告を基にする ・ 報告については、実際に受けた報告の回数を基にする	
【点数化】 利用の拒否等があった場合が前提となる 5点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告され、かつ、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、記録の作成が詳細になされ、速やかに報告されているとき 3点 ：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：記録の作成がされておらず、算式にあてはめることもできないとき ・ 該当する事例なし。利用を拒否等したもののうち、記録の作成・報告しなかった回数0回	

【評価視点】 3－（1）－⑤ 利用申請書どおりに利用していることについて確認を行っているか？	【評価算式】 利用者が利用している間中、管理者職員（委託された者を含む）が常駐していない回数
【算定資料収集方法】 ・ 管理内容について指からの報告を基にする ・ 実地調査を行う	
【点数化】 5点：（無料施設を含み）算式結果が「0」であり、かつ、特筆すべき事項があるとき 4点：（無料施設を含み）算式結果が「0」のとき 3点 ：（無料施設を除き）算式結果が「0」のとき 2点：（無料施設を除き）算式結果が「1以上3以下」のとき 1点：（無料施設を除き）算式結果が「4以上」のとき ・ 常時確認を行っている。	

【評価視点】 3－（2）－① 利用者に対し適切に利用料金を収受しているか？	【評価算式】 利用料金を過大・過少に徴収している回数
【算定資料収集方法】 ・ 利用者数と利用料金について指からの報告を基にする	
【点数化】	

評価基準・根拠（はにわの館）

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
3点 ：算式結果が「0」のとき（減免方法等も適切な事務手順の基づき決定していること）
2点：算式結果が「0」であるが、納入時期・方法・減免方法等が条例・規則等との乖離が見られるとき
1点：算式結果が「0」でないとき

・適切に利用料金を収受している。利用料金を過大・過少に徴収している回数0回
 行田市はにわの館条例に利用料金の設定はないが、材料代（はにわづくり事業収入）については適正に収受している。

【評価視点】 3－(2)－② 収支計画どおりに利用料金収入があるか？	【評価算式】 利用料金収入と事業計画書の収支計画との比較
【算式資料収集方法】 ・利用料金の確認は事業計画書と指からの報告を基にする	
【点数化】 5点：「4点」の事項を満たし、施設利用料金収入と事業収入の合計金額が、前年度の105%以上のとき 4点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があり、かつ、それぞれの項目についても収支計画の金額以上の収入があるとき 3点：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額以上の収入があるとき 2点 ：施設利用料金収入及び事業収入の合計額が収支計画の当該項目の合計金額に満たないとき 1点：施設利用料金収入及び事業収入のそれぞれの金額が収支計画のそれぞれの項目の金額に満たないとき	

行田市はにわの館条例に利用料金の設定はないので、はにわづくり事業収入（材料代）のみをもって算定としている。

令和2年度は4月1日から5月31日までの臨時休館に加え、新型コロナウイルス感染防止対策による人数制限や令和3年1月16日から3月21日までの新規受付停止により実績が減少した。

事業収入収支計画 3,194,000円

事業収入決算額 1,606,376円

【評価視点】 3－(2)－③ 利用申請時間外の利用について、適切に利用料金を収受しているか？	【評価算式】 申請時間外（超過時間）の利用について、適切に利用料金の収受を行っていない回数
【算式資料収集方法】 ・申請時間外の利用及び適切な利用料金の収受については指からの報告を基にする ・申請時間外の利用については実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点 ：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき	

評価基準・根拠（はにわの館）

- ・該当する事例なし。申請時間外（超過時間）の利用について、適切に利用料金の収受を行っていない回数0回

<p>【評価視点】 3－（3）－① 休館日及び利用時間、利用料金（減免制度含む）を、見やすい場所に掲示、又は、備付け等しているか？</p>	<p>【評価算式】 掲示、又は、備付け等していない事項</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：「4点」の結果を満たし、かつ、周知の仕方について、特筆すべき事項があるとき 4点：全ての事項について、掲示、及び、備付けしているとき 3点：全ての事項について、掲示、又は、備付けしているとき 2点：一部の事項について、掲示、又は、備付けしているとき 1点：掲示、又は、備付けがないとき</p>	
<p>・休館日、利用時間及び料金は、パンフレットへの掲載、施設内の貼紙、受付の掲示、備付けを行うとともに、新型コロナウイルス感染拡大状況等による臨時的な変更については、ホームページやSNSを活用し、より広域かつ効果的な周知を図っている。</p>	
<p>【評価視点】 3－（3）－② 受動喫煙を防止する措置を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 受動喫煙防止措置を講じているが、防止の効果が現れていない状況</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切なく、特筆すべき事項があるとき 3点：受動喫煙の防止措置を行った結果、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが一切ないとき 2点：受動喫煙の防止措置を行ったが、喫煙者以外の利用者等に受動喫煙の恐れが生じるとき 1点：受動喫煙の防止を講じていないとき、又は、「2点」の状況について改善が見受けられないとき</p>	
<p>・受動喫煙を防止する措置を講じるため、敷地内を全面禁煙としており、埼玉県から受動喫煙防止対策実施施設として認証されている。</p>	
<p>【評価視点】 3－（3）－③ 施設及び設備について定期的に保守点検を行い、その記録を作成しているか？</p>	<p>【評価算式】 ①記録未作成回数 ②保守点検不備による事故発生件数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・記録表等については指からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>があるとき</p> <p>3点：定期的に保守点検を行っているとき、かつ、算式①・②結果が「0」のとき</p> <p>2点：定期的に保守点検を行っているが、算式①結果が「0」でなく、②結果が「0」のとき</p> <p>1点：定期的に保守点検を行っていないとき、かつ、算式①・②結果が「0」でないとき</p> <p>・対象施設及び設備を熟知した専門業者に保守点検を委託し、定期的の実施している。また、結果報告書により、その内容を検証するとともに、適切に保管している。</p> <p>①記録未作成回数0回 ②保守点検不備による事故発生件数0件</p>
--

<p>【評価視点】 3－（3）－④</p> <p>施設、設備、物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕を速やかに行っているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>修繕不備による事故発生件数</p>
---	---

<p>【算定資料収集方法】</p> <p>・事故発生件数については指からの報告を基にする</p> <p>・実地調査を行う</p>

<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」であるが、実地調査により必要な修繕が実施されていないとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でないとき</p>
--

・左右のドアに多少のずれが生じており、夜間警備員が確認のため複数回ドアを押し引きしたところ、ドアが開いてしまう事例が発生し、早急にドアの建付け修繕を実施した。その後については再発防止に努めるとともに、適切な維持管理を行っている。

<p>【評価視点】 3－（3）－⑤</p> <p>施設、設備、物品を滅失し、又は施設、設備、又は物品の重要な箇所を毀損したときは速やかに報告しているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>速やかな報告を実施していない回数</p>
---	--

<p>【算定資料収集方法】</p> <p>・報告については指からの報告を基にする</p> <p>・実地調査を行う</p>

<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、実地調査により滅失等への対応が施されていると確認できるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、かつ、実地調査により滅失等への対応が施されていないと確認できるとき</p>
--

・該当する事例なし。速やかな報告を実施していない回数0回

<p>【評価視点】 3－（3）－⑥</p> <p>建物の改築、構築物の新設等、機械装置の新設等の現状変更をしようとするときは、予め協議し、承認を受けているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>予め協議し、又は、承認を受けていない回数</p>
--	--

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認については指からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な変更と見受けられるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、不必要な変更と見受けられるとき</p>	
<p>インターネット回線の導入の際、回線工事を行うことについて、予め協議し、工事終了後、報告を行った。</p>	
<p>【評価視点】 3－（3）－⑦</p> <p>管理施設の修繕・改築において、1件につき見積額50万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施したか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>費用及び責任における未実施回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施については指からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないが、必要不可欠な実施と見受けられるとき</p> <p>1点：算式結果が「0」でなく、不必要な実施と見受けられるとき</p> <p>・該当する事例はなし。</p>	
<p>【評価視点】 3－（3）－⑧</p> <p>指定管理者は、故意又は過失により備品等（I種）を毀損滅失した時は、市と協議し、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達したか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>弁償又は購入、あるいは調達していない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については指からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0を越え2以内」のとき</p> <p>1点：算式結果が「3以上」のとき</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

- ・該当する事例なし。弁償又は購入、あるいは調達していない回数0回

<p>【評価視点】 3－（3）－⑨ 管理にあたっての準備行為や清算行為等の引継ぎを適切に行っているか？</p>	<p>【評価算式】 ①不適切な準備行為回数 ②不適切な清算行為回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については指からの報告を基にする ・実地調査を行う ・聴き取り調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式①・②結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式①・②結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式①・②結果が「0」のとき 2点：算式①・②結果が「0」でないが、円滑なサービス提供ができ、かつ、利用者等に影響を与えないと見受けられるとき 1点：算式①・②結果が「0」でなく、円滑なサービス提供ができず、又は、利用者等に影響を与えたと見受けられるとき</p>	

- ・適切に行っている。①不適切な準備行為回数0回 ②不適切な清算行為回数0回

<p>【評価視点】 3－（4）－① 臨時に管理施設の休館日を定める場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については指からの報告を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

- ・新型コロナウイルス感染防止対策として、行田市の承認を受け、令和2年4月1日から5月31日までを臨時休館とし、令和3年1月16日から3月21日までの間を新規予約受付停止期間とした。

<p>【評価視点】 3－（4）－② 施設等の利用時間を変更する場合、承認を受けたか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については指からの報告を基にする 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

2点：算式結果が「1」のとき
1点：算式結果が「2以上」のとき

・該当する事例なし。承認を受けない回数0回

条例規則で定められた利用時間は全て開館し、利用者ニーズへの対応に努めた。

【評価視点】3-(4)-③ 施設等を引き続いて利用することができる期間 を変更する場合、承認を受けたか？	【評価算式】 承認を受けない回数
--	---------------------

【算定資料収集方法】

・把握については指からの報告を基にする

【点数化】

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき

4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき

3点：算式結果が「0」のとき

2点：算式結果が「1」のとき

1点：算式結果が「2以上」のとき

・該当する事例なし。承認を受けない回数0回

【評価視点】3-(5)-① 指定管理業務に係る会計処理を、他の事業と区分 して経理しているか？	【評価算式】 経理していない状況
---	---------------------

【算定資料収集方法】

・把握については指からの報告を基にする

【点数化】

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき

4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき

3点：算式結果が「0」のとき

2点：算式結果が「0」でないが、市からの指導により速やかに適正な処理を行ったとき

1点：算式結果が「0」でなく、市が指導しても、適正な処理が不可能なとき

・他の指定管理事業費や財団運営費と明確に区分し、適正な会計処理を行っている。

なお、新公益会計基準に基づく損益計算ベース及び指定管理事業毎の収支計算ベース双方の決算書を作成し、必要に応じて提出している。

【評価視点】3-(5)-② 指定管理業務に係る会計書類を、各会計年度の終 了後、5年間保存しているか？	【評価算式】 会計書類の紛失・不明枚数
---	------------------------

【算定資料収集方法】

・把握については指からの報告を基にする

・実地調査を行う

【点数化】

5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき

4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないが、その他の書類等により紛失・不明書類の内容が推測可能なとき 1点：算式結果が「0」でなく、その他の書類等からでも紛失・不明書類の内容が推測不可能なとき ・適切に管理し、保存している。会計書類の紛失・不明枚数0件</p>
--

<p>【評価視点】 3－（6）－① 指定管理業務を通じて取得した個人情報を、行田市個人情報保護条例等及び個人情報取扱特記事項、財団個人情報保護規程に基づき適正に取り扱っているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については指からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき ・不適正な取扱い回数0回 行田市個人情報保護条例に準じて策定した財団個人情報保護規程に基づき適正かつ慎重な取扱いをしている。</p>	

<p>【評価視点】 3－（6）－② 指定管理者が、行田市情報公開条例等及び財団情報公開規程を遵守し、情報の公開及び提供について積極的に努めているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については指からの報告を基にする</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき ・行田市情報公開条例に準じて策定した財団情報公開規程に基づき適正かつ慎重な取扱いをしている。 不適正な取扱い回数0回</p>	

<p>【評価視点】 3－（6）－③ 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行っているか（前記以外のもの）？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・把握については指からの報告を基にする</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査を行う
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>

・関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に運営を行っている。不適正な取扱い回数0回

<p>【評価視点】 3－(6)－④</p> <p>管理運営に必要となる資格をもつ人員が配置されているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>配置されるべき有資格者が配置されていない数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・把握については指からの報告を基にする ・実地調査を行う 	
<p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「1」のとき</p> <p>1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	

・配置されるべき有資格者が配置されていない数0件
 必要な資格（防火管理者）を有する職員を事業部内に配置している。
 また、はにわづくりに関して、専門的技術及び知識を有したスタッフを配置している。

<p>【評価視点】 3－(6)－⑤</p> <p>職員の研修を研修計画にしたがって行っているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>研修実施数－職員の研修計画数</p>
<p>【算式資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施数は指からの報告を基にする ・研修計画は業務計画書を基にする <p>*研修計画はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の研修については、前年の実績値を基準とすることもある</p>	
<p>【点数化】</p> <p>5点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが2事業以上、特筆すべきものがあるとき</p> <p>4点：「3点」の結果を満たし、かつ、研修成果の度合いが1事業でも特筆すべきものがあるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「△1、又は、△2」のとき</p> <p>1点：「2点」の結果に満たないとき</p>	

・計画通りに研修を行い、安全管理の向上や職員のスキルアップにつなげている。

$$4 \text{ (研修実施数)} - 4 \text{ (職員の研修計画数)} = 0$$

1 スタッフミーティング

評価基準・根拠（はにわの館）

- 2 接遇研修
- 3 はにわづくり技術研修
- 4 民間主催職員研修

<p>【評価視点】 3－（6）－⑥ 管理内容や管理方法が申請書記載どおりに行っているか？</p>	<p>【評価算式】 不適正な取扱い回数</p>
<p>【算式資料収集方法】 ・把握については事業計画書と指からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>	
<p>・申請書及び仕様書のとおり適切な管理を行っている。不適正な取扱い回数0回</p>	
<p>【評価視点】 3－（6）－⑦ 利用者のトラブルの未然防止策を検討し、対処方法が適切に行われているか？</p>	<p>【評価算式】 トラブルの対処方法数－事業計画書の未然防止策の検討数</p>
<p>【算定資料収集方法】 ・未然防止策の確認は事業計画書と指からの報告を基にする ・実地調査を行う</p>	
<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき</p>	
<p>事業計画書に記載した未然防止策として以下の5項目を検討し、実践した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策を重点的に実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に対する注意事項の説明並びに利用案内及び注意事項の掲示 2 利用者との積極的なコミュニケーションによる利用者ニーズの把握 3 接遇研修の定期的実施 4 危機管理マニュアルの整備 5 ウイルス等感染防止対策の実施 	
<p>【評価視点】 3－（6）－⑧ 事故・火災への対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】 事故、火災への対策数－事業計画書の事故、火災への対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p>	

評価基準・根拠（はにわの館）

<ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と指からの報告を基にする ・実地調査を行う <p>*対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある</p> <p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>

・事業計画書に記載した事故、火災への対策として以下の4項目を実践した。

$$5 \text{ (事故、火災への対策数)} - 5 \text{ (事業計画書の事故、火災への対策数)} = 0$$

- 1 消火器の使用訓練及び119番通報訓練の定期的実施
- 2 緊急連絡網の整備
- 3 危機管理マニュアルの整備
- 4 消防設備法定点検の確実な履行
- 5 日常点検による事故・火災につながるものの把握及び除去等の予防対策の実施

<p>【評価視点】 3－(6)－⑨</p> <p>防犯対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>防犯対策数－事業計画書の防犯対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と指からの報告を基にする ・実地調査を行う <p>*対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある</p> <p>【点数化】</p> <p>5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき</p> <p>4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき</p> <p>3点：算式結果が「0」のとき</p> <p>2点：算式結果が「0」でないとき</p> <p>1点：把握をしていないとき</p>	

実施した対策は、以下のとおり。

- 1 施設の定期的な巡回、点検の実施
- 2 売上金の早期回収等、現金滞留の抑制
- 3 近隣施設との連携による情報の共有
- 4 退館時における在館者有無の確認
- 5 防犯用具（サスマタ・防犯ブザー等）の配置
- 6 掲示物等による注意喚起の実施

<p>【評価視点】 3－(6)－⑩</p> <p>衛生対策を講じているか？</p>	<p>【評価算式】</p> <p>衛生対策数－事業計画書の衛生対策数</p>
<p>【算定資料収集方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策数の確認は事業計画書と指からの報告を基にする 	

評価基準・根拠（はにわの館）

・実地調査を行う
 ＊対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある

【点数化】

- 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
- 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
- 3点：算式結果が「0」のとき
- 2点：算式結果が「0」でないとき
- 1点：把握をしていないとき

実施した対策は、以下のとおり。

- 1 日常清掃の適切な実施
- 2 空調機等の定期洗浄の実施
- 3 水栓箇所石鹸を設置
- 4 定期巡回による汚損箇所の迅速な発見及び処置
- 5 ウイルス等感染防止対策として、アルコール除菌剤（手指消毒用）を設置
- 6 入館時に来館者の検温を実施
- 7 来館者の把握
- 8 利用者が使用した後の備品及び机等のアルコール消毒
- 9 利用者が使用した残土の廃棄
- 10 人数制限並びにソーシャルディスタンスの徹底
- 11 常時換気を実施
- 12 衛生対策の注意書きを掲示

<p>【評価視点】 3－（6）－⑪ 事前に市の承諾を受けずに、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせているか？</p>	<p>【評価算式】 承認を受けない回数</p>
---	--

【算定資料収集方法】

・把握については指からの報告を基にする

【点数化】

- 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき
- 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき
- 3点：算式結果が「0」のとき
- 2点：算式結果が「1」のとき
- 1点：算式結果が「2以上」のとき

・承認を受け、委託している。承認を受けない回数0回

<p>【評価視点】 4－（1）－① 施設又は施設利用者に災害が生じたとき、あるいは、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態の発生の旨を通報・連絡したか？</p>	<p>【評価算式】 通報・連絡しなかった回数</p>
---	---

【算定資料収集方法】

評価基準・根拠（はにわの館）

<p>・把握については指からの報告を基にする</p> <p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>

・該当する事例はなかったが、自然災害などにおいて関係先へ早急な報告を行っている。
 通報・連絡しなかった回数0回

<p>【評価視点】 4－（1）－② 事故等が発生した場合、市と協力して事故等の原因調査にあたったか？</p>	<p>【評価算式】 事故等の原因調査に協力しなかった回数</p>
--	--

<p>【算定資料収集方法】 ・把握については指からの報告を基にする</p>

<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>
--

・出入口の施錠が正確にされていないと夜間警備員から連絡を受けた際、市（原課）の立ち合いのもと、原因調査を行い、再発が起らないよう早急に修繕等を行った。

<p>【評価視点】 4－（1）－③ 不可抗力が発生した場合、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努めたか？</p>	<p>【評価算式】 早急に対応措置をとらなかった回数</p>
---	--

<p>【算定資料収集方法】 ・把握については指からの報告を基にする</p>

<p>【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき</p>
--

・利用者が作製し預かっている作品について、地震等により落下して破損することがないように、保管棚に落下防止のため木を設置するなど、被害を最小限に抑えるよう努めている。
 早急に対応措置をとらなかった回数0回

<p>【評価視点】 4－（2）－① 自動販売機及び公衆電話等の設置など、目的外使</p>	<p>【評価算式】 予め協議し、及び、承認を得なかった回数</p>
--	---

評価基準・根拠（はにわの館）

用にあたっては、予め市と協議するとともに、承認を得たか？	
【算定資料収集方法】 ・把握については指からの報告を基にする ・実地調査を行う	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「1」のとき 1点：算式結果が「2以上」のとき ・自動販売機及び公衆電話等の設置はなし。予め協議し、及び、承認を得なかった回数0回	

【評価視点】 4－（3）－① 緊急時等の対策を実施しているか？	【評価算式】 緊急時対策数－事業計画書の緊急時対策数
【算定資料収集方法】 ・対策数の確認は事業計画書と指からの報告を基にする ・実地調査を行う ＊対策数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の対策については、前年の実績値を基準とすることもある	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき ・以下のとおり、4項目を実施した。 1 利用者へ迅速な情報の提供及び適切な避難誘導の実施 2 市、消防、警察等の関係官庁との協力体制の構築及び緊急連絡網の整備 3 自然災害時における迅速な対策の実施並びに通過後の被害状況確認及び報告の実施 4 危機管理マニュアルの整備及び適正な運用	

【評価視点】 4－（4）－① 自己評価制度を実施し、改善につなげているか？	【評価算式】 自己評価制度実施数－事業計画書の自己評価制度実施数
【算定資料収集方法】 ・実施数の確認は事業計画書と指からの報告を基にする ＊実施数はできる限る数値化させる。また、考え方の一つとして、前年と同じ目的の実施については、前年の実績値を基準とすることもある	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき	

評価基準・根拠（はにわの館）

2点：算式結果が「0」でないとき
1点：把握をしていないとき

- ・以下のとおり、5項目を実施した。
- 1 月毎の指定管理施設の利用状況等の報告及び前年同期との比較や自己評価の実施
- 2 毎年度終了後、本自己評価を作成し、指定管理業務を検証する。また利用状況及び自主事業報告等と併せて所管課へ提出する。
- 3 財団内部で連絡調整会議を毎月開催し、業務の進捗状況等の報告及び検証を実施する。
- 4 施設利用者を対象にアンケート調査を行うことで、客観的な評価を確認する機会を設けるとともに内容分析を実施する。
- 5 事業年度ごとに作成する事業報告書及び決算書をもとに実績に基づいた検証を行い、P（計画）・D（実施）・C（チェック及び評価）・A（改善）の管理サイクルをまわして業務の実施・改善を図る。

【評価視点】 5－（1）－① 指定管理者の経営状況は良好か？	【評価算式】 経営状況の不安要素数
【算定資料収集方法】 ・要素数数の確認は収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録等を基にする	
【点数化】 5点：算式結果が「0」であり、特に、特筆すべき事項があるとき 4点：算式結果が「0」であり、特筆すべき事項があるとき 3点：算式結果が「0」のとき 2点：算式結果が「0」でないとき 1点：把握をしていないとき	

- ・公益財団として認められる適切な法人運営を行っている。
- また、経費節減等に努めた結果、生じた余剰金については、その全額を市に償還することで、市の財政負担の軽減に寄与している。経営状況の不安要素数0件

【評価視点】 5－（2）－① 本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行っているか？	【評価算式】 人材確保及び必要な研修等の実施と事業計画書の人材確保及び必要な研修等との比較
【算定資料収集方法】 ・人材の確保と研修等の実施の確認は事業計画書と指からの報告を基にする	
【点数化】 5点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行され、特筆すべき事項があると見受けられるとき 4点：収支計画書の予算の範囲内で、管理運営に支障がない体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき 3点：計画どおりの管理執行体制が確保され、かつ、職員研修が計画どおりに遂行されているとき 2点：収支計画書の予算の範囲を越え、計画どおりの管理執行体制が確保され、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき 1点：管理執行体制の不備により、管理運営に支障が見られ、又は、職員研修が計画どおりに遂行されていないとき	

- ・研修を以下のとおり、実施している。また、人材の確保については、管理業務に支障をきたさない

評価基準・根拠（はにわの館）

ようにしている。

- ・はにわづくり指導、受付・案内スタッフ：臨時職員
- ・清掃スタッフ：臨時職員
- ・設備スタッフ：事務局職員及び委託業者

研修等

- 1 スタッフミーティング
- 2 接遇研修
- 3 はにわづくり技術研修